

第1次尼崎市公共施設再編計画
(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編)

平成29年5月
(令和4年2月改訂)

目次

1	これまでの経緯等	3
(1)	これまでの取組	3
(2)	基本方針の策定について	3
(3)	本計画の改訂にあたっての考え方	4
2	計画の策定について	4
(1)	本計画の基本的な考え方	4
(2)	計画期間	6
(3)	施設評価の実施	6
3	本計画における具体的取組内容	8
(1)	廃止・集約・複合化等による再編の推進	8
(2)	施設の効率的利用による量の抑制	10
4	外郭団体等保有施設及び企業会計施設の取扱い	11
5	本計画の取組による床面積削減見込み	12
6	その他	13

別紙1：①基本方針における基準日（H24年度末）時点で先行して取組等を進めている施設

別紙2：②評価対象施設（今後の方向性等を検討する施設）

別紙3：③新たに管理対象とする外郭団体等保有施設、④競艇場関連施設

別紙4：第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）取組

施設配置図

1 これまでの経緯等

(1) これまでの取組

本市においては、尼崎市公共施設マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）における基準日である平成24年度末（以下「基準日」という。）において、約1,868千㎡の床面積の公共施設を保有しているところである。

これらの施設については、高度経済成長期からバブル経済期にかけて整備されたものが多いことから、建築後30年を経過した施設が約60%となっており、老朽化した施設についての建替えや改修等の対応が大きな課題となっている。

しかしながら、本市の厳しい財政状況の中で、老朽化した施設をすべて更新していくことは困難であることから、これまで老朽化が著しく対応が急がれる施設については、施設の廃止・移管・転用といった個別対応を行ってきたところであり、基準日前において、「公共施設の最適化に向けた取組」等の先行した取組がある。

これらの先行した取組で、現時点で約128千㎡の床面積の削減（別紙1）を見込んでいる。

(2) 基本方針の策定について

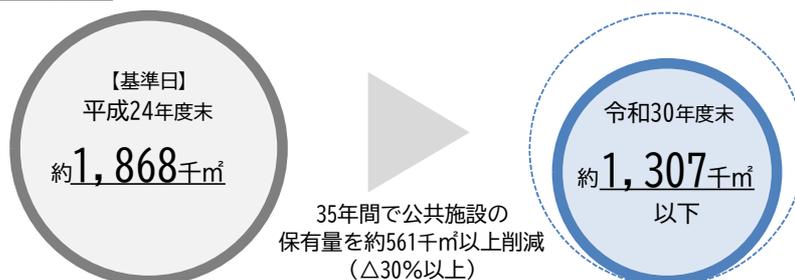
本市においては、少子化・高齢化が進行しており、今後、この傾向は加速化すると見られるとともに、引き続き、収支不足が見込まれる厳しい財政状況の中、持続可能な未来に向けた施策の展開に取り組み、自律的経営を維持できるようにしていかなければならない。

そのような中、老朽化等により対応を要する多くの公共施設を保有している本市においては、従来の個別対応だけでなく、公共施設全体に対して中長期的視点で、計画的・戦略的に保有、処分、維持、活用等を行い、身の丈にあった施設保有量・施設規模となるようマネジメントしていく必要がある。

そうしたことから、今後の公共施設のあり方や建替え・改修等の手法を方向付けるため、施設の長寿命化を図る中で、財政状況を考慮し、市として保有可能な施設の総量を示した上で、公共施設の保有量を今後35年間（平成26年度から令和30年度）で基準日時点の約1,868千㎡の床面積から、まずは令和30年度末の保有面積を約1,307千㎡以下（対基準日：△30%以上）とするための数値目標を含めた次の3つの方針を定めた基本方針を平成26年6月に策定したところである。

尼崎市公共施設マネジメント基本方針における3つの方針

方針1：再編



方針2：予防保全

方針3：効率的・効果的な運営

(3) 本計画の改訂にあたっての考え方

平成 29 年 5 月の本計画策定以降、新たな行政需要や政策課題の解決に向け、学校給食センターの整備等、個別に計画等を策定し取組を進めている施設があるほか、総合文化センターの市への移管が予定されるなど公共施設を取り巻く状況に様々な変化が生じている。

こうした中、熟度の低い段階から施設整備に関する意見交換を行うタウンミーティングや公共施設マネジメントの取組を分かりやすく解説したパンフレットの全戸配布、関係団体との協議等を通じて、施設の老朽化対策などの取組の必要性や効果について、市民・利用者等の理解を得ながら、(仮称) 武庫健康ふれあい体育館の整備や身体障害者福祉会館の機能移転といった具体的な取組を進めているところである。

本計画の改訂にあたっては、10 年間の計画の中間年にあたり、これらの取組を改めて整理するとともに、既定の取組の進捗状況等を踏まえた変更を行うものである。

2 計画の策定について

基本方針における 3 つの方針への対応として、方針 1 (再編) については、本計画において、その内容について明らかにし、35 年間で床面積を約 561 千㎡以上削減 (対基準日: Δ 30%以上) するという目標の達成に向け、取組を推進していくこととする。

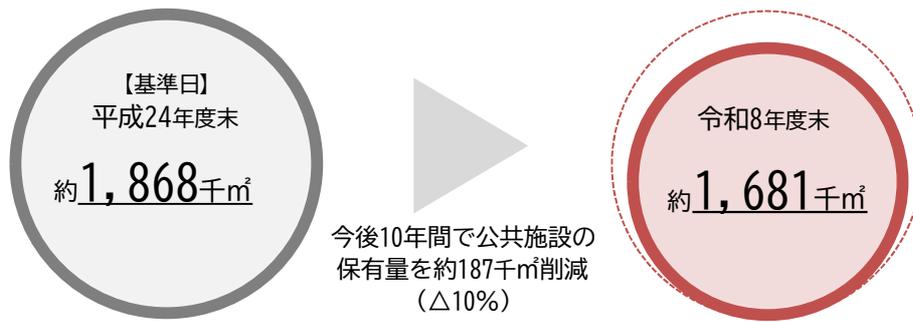
また、方針 2 (予防保全) については、本計画における施設評価の結果及び財政状況などを踏まえる中で優先順位をつけ、これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化を目指すため、平成 29 年度に尼崎市公共施設マネジメント計画 (方針 2: 予防保全による長寿命化の取組) を策定するとともに、平成 30 年度に第 1 次保全計画を策定し、具体的な取組に着手しているところである。

さらに、方針 3 (効率的・効果的な運営) については、電力自由化や都市ガス自由化を踏まえた施設維持管理経費の縮減や、指定管理者制度の拡大等について、引き続き取り組んでいくこととする。

(1) 本計画の基本的な考え方

本市が保有する公共施設は、老朽化が著しいものが多く、日々施設の老朽化が進行している状況や本市の厳しい財政状況を踏まえると、施設の集約化や統廃合の取組を早期に明らかにし、計画的に進めていかなければならない。

一方で、公共施設は市民サービスを提供する拠点であることから、施設の集約化や統廃合などを進めていくにあたっては、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう慎重に進めていく必要がある。こうしたことから、本計画の策定にあたっては、これらのことを十分踏まえることとし、現段階での削減見込み延床面積を見据えたうえで、目標達成に向けて着実に取組を進めるため、まずは今後 10 年間で約 187 千㎡の削減 (対基準日: Δ 10%) を目標として、取組を進める。



なお、約 60%の施設が築 30 年以上経過していることを踏まえ、これらの施設を現機能を維持した中での建替え等を行う場合については、現施設の床面積の 50%程度を目安として削減を進める。

これらの再編の取組については、公共施設の「量」の縮減による経費削減のみならず、防災対策としての耐震性の確保、脱炭素社会の実現に向けた尼崎市気候非常事態行動宣言を踏まえたエネルギー消費量の削減などの省エネルギー化、バリアフリー化の他、新たな利用者の発掘や、複合化に伴う異なる施設利用者間での新たな交流の創出や市民活動の一層の促進など、様々な効果を生み出すことが期待できるものであり、今後のまちづくりに活かすべく、効果的に進めていく。あわせて、社会情勢の変化等を踏まえる中で、施設の設置目的にとらわれることなく、多用途利用の推進や他の用途への転用により再生を図るなど、施設の効率的利用に向けた取組を徹底し、施設保有量の抑制を図る。

■ (仮称) 武庫健康ふれあい体育館の例

老人福祉センター 福喜園 武庫体育館 両施設の機能を統合した新たな施設の整備 (仮称) 武庫健康ふれあい体育館

【課題】

- ・施設の老朽化
- ・福喜園では教室が狭く、体操などは簡易なものに限られ、多人数の事業実施も困難
- ・体育館では空調が整備されておらず、夏場に利用しにくい

【施設機能の向上】

- ・耐震性の確保やバリアフリー化
- ・全館空調整備、エレベーターの導入
- ・多機能トイレ、授乳室の整備

【期待できる効果】

- ・年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツに参画できる生きがい・健康づくりの推進
- ・介護予防としてのフレイル対策などの新たな事業展開
- ・多世代利用による新たな交流の創出
- ・施設維持管理経費の縮減

(2) 計画期間

平成 29 年度から令和 8 年度の 10 年間

(計画期間後期の令和 4 年度に向けた改訂を実施)

※ 基本方針に基づく具体的取組を盛り込んだ第 1 次計画として位置づける。

※ 第 1 次計画策定後については、その取組状況を踏まえ、第 2 次計画（令和 9 年度から令和 18 年度）、第 3 次計画（令和 19 年度から令和 30 年度）を策定する。

(3) 施設評価の実施

ア 評価対象について

本計画については、基準日において先行して取組等を行っている施設(521 千㎡)及び施設の維持管理に係る経費負担が少ない 100 ㎡以下の施設(101 千㎡)を除く 308 施設・1,246 千㎡を評価対象施設とした。



イ 評価手法について

<1 次評価>

評価対象施設について、①品質（建物性能）、②供給・財務（利用率や施設維持管理コスト等）の視点で評価を実施。

<2 次評価>

1 次評価の結果に加え、①既定方針等の有無、②安全性、③民間施設の代替性、④将来ニーズ、⑤利便性・配置、⑥利用実態の 6 つの視点で対象施設の評価を実施。

①～③により、今後も市として保有すべき施設か、対応が急がれる施設か等について評価を行い、具体的対応策を検討するための視点として、利用圏域や利用者の特性など④～⑥の評価を行った。

ウ 評価結果

こうしたプロセスを経て、現状を維持する施設、複合化や機能移転を検討する施設など、その方向性について次のとおり対象となる施設を評価 1 ～評価 8 に振り分

けを行った。

その結果、施設の見直しや維持に必要な対応などを検討する施設として、73 施設を抽出した（施設評価 1、4、7）。

評価の視点	評価内容							
	①既定の方針等の有無	既定の方針等がある又は市に法的設置義務がある等			既定の方針等なし			
②安全性	↓	耐震性あり		耐震性なし	耐震性あり		耐震性なし	
③民間施設の代替性	↓	↓	↓	↓	↓		可能	
④将来ニーズ ⑤利便性・配置 ⑥利用実態	↓	他機能の受入の検討ができるか		↓	利用圏域や機能の重複、利用率等見直しに向けた検討ができないか		利用圏域や機能の重複、利用率等を踏まえ、周辺に機能受入可能な施設はないか	
		該当する	該当しない		該当する	該当しない	該当する	該当しない
施設評価	1	2	3	4	5	6	7	8
	既定の方針に従い、施設廃止等	現状維持（7の施設の機能受入等を検討）	現状維持	施設の維持に向けた改修等を検討※集約化を含む。	当面現状維持 ※施設のあり方の検討などを行った上で、他施設の受入等を検討	当面現状維持	民間事業者への代替、周辺の公共施設への機能移転、機能転換等を検討	当面現状維持
該当施設	11施設 41千㎡	61施設 474千㎡	97施設 451千㎡	44施設 199千㎡	38施設 38千㎡	31施設 24千㎡	18施設 14千㎡	8施設 5千㎡

3 本計画における具体的取組内容

施設評価の結果を踏まえ、見直し等が必要と判断した施設評価1、4、7の施設のうち本計画期間中に取組を進める施設と、施設評価5の一部の施設のほか、新たに整備する施設など計97施設について、以下のとおり取組を行う(対象施設の配置図は別紙4)。

なお、本計画上、「検討」と記載のある施設に係る取組の具体化にあたっては、市民・利用者・関係団体等からの意見を踏まえ、検討を進めるなど、十分な調整を行いながら、着実に取組を進める。

(1) 廃止・集約・複合化等による再編の推進

ア 廃止する施設

基準日以降に策定した方針等に基づき廃止

対象施設	説明	施設評価
① 健康の家	施設譲渡による廃止	1
② 幼稚園 (大庄幼稚園等4園)	幼稚園教育振興プログラムに基づき廃止	1
③ 市営住宅 (戸ノ内改良住宅(1号棟)等4施設)	市営住宅建替等基本計画に基づき廃止	1

イ 廃止を検討する施設

民間委託による廃止

対象施設	説明	施設評価
① 消防局整備工場	整備業務の民間委託による施設の廃止	7

ウ 集約化を検討する施設

同じ機能の施設を集約化

対象施設	説明	施設評価
① 市営住宅 (常光寺北住宅等25施設 ※うち本計画期間中11施設)	市営住宅建替等基本計画に基づく、集約建替え等	4
② 地域総合センター (今北、水堂 等)	「総合センターの今後のあり方について」に基づく集約化	4

エ 機能の移転・見直し・複合化を検討する施設

他の公共施設などへの現機能の移転や現機能の見直し、複合化等

対象施設	説明	施設評価
① 青少年センター	旧聖トマス大学等の活用を視野に機能を見直し	1
② 青少年いこいの家	老朽化した宿泊棟を廃止し、野外での活動を中心とした施設へ特化	7
③ 立花北生涯学習プラザ (旧立花公民館)	近隣の公共・民間施設の状況などを踏まえた機能移転	7
④ 身体障害者福祉会館	他の公共施設等への機能移転	7
⑤ 老人福祉センター (福喜園、千代木園)	他の公共施設等との複合化	7
⑥ 障害福祉サービス事業所 (あいあい分場、あぜくら分場)	他の公共施設等への機能移転等	7
⑦ 尼崎市社協会館	尼崎市社会福祉協議会の移転後、現施設を廃止	7
⑧ つどいの広場 (杭瀬保育所2階部分)	つどいの広場事業の実施場所の検討	7
⑨ 北図書館	他の公共施設の状況等を踏まえ、周辺市有地へ移転等	4

オ 施設のあり方について検討し、見直しする施設

同種の施設全体を対象に、機能や位置づけ等の施設のあり方について検討を行い、見直し

対象施設	説明	施設評価
① 福祉会館	施設の地域移管など、施設を管理している地元との調整を進め、福祉会館のあり方について検討し、見直し	5・7
② 体育館 (大庄・武庫)	利用状況などを踏まえ、地区体育館のあり方について方向性を検討し、他の公共施設との複合化等の見直しを実施	5・7
③ 芦原公園市民プール	市民プールの機能・役割について検討を行い、現機能を見直し	7
④ 総合老人福祉センター 等5施設 ※福喜園、千代木園は再掲	今後の機能のあり方を検討し、見直し	5・7

カ 施設の機能を維持するため、対策を検討する施設
老朽化のための更新や耐震化など

対象施設	説明	施設評価
① 本庁舎	施設の維持に向けた耐震化等	4
公立保育所として存続する保育所 西消防署大庄出張所 ② 上坂部西公園緑の相談所 大庄南生涯学習プラザ (旧大庄公民館) 田能資料館 等	施設の更新や耐震化等	4ほか
③ 大高洲庁舎	新ごみ処理施設整備基本計画に合わせた更新	4
④ 北消防署園田分署	公共施設の最適化に向けた取組と合わせた建替え	4

キ 本計画に取組を追加する施設

平成29年5月の本計画策定以降、学校給食センターや（仮称）尼崎市こども家庭センターなど政策課題解決のために新たに整備等の取組を進めている施設（予定を含む。）がある。

これらの既に取り組に着手している施設については、既定の取組として着実に推進するとともに、行政需要や施設状況などを踏まえ、見直し等が必要となった次の施設について、本計画の改訂にあわせて追加する。

対象施設	説明	施設評価
① 学校給食センター	市有地を活用した給食センターの整備	—
② （仮称）尼崎市こども家庭センター	市有地を活用した児童相談所・一時保護所の整備	—
③ 休日夜間急病診療所	市有地を活用した休日夜間急病診療所の整備	—
④ 女性・勤労婦人センター	耐震性能が若干不足していることが判明したことを踏まえ、見直しについて検討	8
⑤ 総合老人福祉センター	施設の状況及び一体的に整備されている養護老人ホーム長安寮が用途廃止になることを踏まえた見直しの検討	5
⑥ 消防施設（全10施設）	適正な規模の消防体制・配置の検討	—

(2) 施設の効率的利用による量の抑制

ア 転用・機能受入を検討する施設

今後も存続する既存施設について未利用スペースが生じる場合等については、統合や廃止等を行う施設の機能を受入れるなど、効率的な施設活用に努め、施設総量の抑制を図る。

4 外郭団体等保有施設及び企業会計施設の取扱い

総合文化センターの市への移管が予定されていることや競艇場の地方公営企業法全部適用など、公共施設を取り巻く状況に様々な変化が生じている。

こうした状況変化を踏まえ、改めて市の将来負担となる見込みについての整理を行い、下表のとおり、市有化や更新にあたって補助等の必要が見込まれる外郭団体等が保有する7施設については、本市公共施設マネジメントの取組対象に位置付けた上で、増加面積とするとともに、公営企業化された競艇場関連施設については削減面積とする。

なお、新たに管理対象とする外郭団体等が保有する施設については、今後、市から団体への積極的な関与のもと、各団体における将来の更新や改修等に備えた積立や施設の適正な管理等を推進していく。

区分	施設	団体等
増加施設 (新たに管理対象とする施設)	尼崎市総合文化センター	公益財団法人尼崎市文化振興財団
	(仮称)尼崎地域福祉センター (尼崎市社会福祉協議会本部事務所)	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
	母子生活支援施設サン野菊尼崎	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
	養護老人ホーム長安寮	
	尼崎環境財団事務所	公益財団法人尼崎環境財団
	尼崎市中小企業センタービル	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構
	シティスポーツクラブ尼崎Woody	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
削減施設 (管理対象から外す施設)	競艇場関連施設	公営企業局

公共施設マネジメントの取組対象施設（以下「FM管理対象施設」という。）の考え方

1 外郭団体等

外郭団体等が保有する施設のうち、以下の条件をいずれも満たす施設について、FM管理対象施設とする。

【FM管理対象施設とする外郭団体施設の条件】

(1) 本市との関連性が高い団体

ア ①団体の設立にあたり、本市の関与の度合いが高い団体（本市出資比率が50%超の団体）

②市の計画等の位置付けの有無 ③法、条例上の規定の有無

※ ①, ②, ③のうちいずれか2つ以上

イ ①受託業務の有無 ②共同業務の有無 ③市に対する補完・支援業務の有無

※ ①, ②, ③のうちいずれか1つ以上

(2) 団体が施設を保有するにあたり、市から団体に対して建設に係る補助や資産の譲渡等を行っている施設

2 企業会計に属する施設

競艇場関連施設を含め、企業会計に属する施設は全てFM管理対象施設の対象外とする。

5 本計画の取組による床面積削減見込み

①「基本方針における基準日時点で先行して取組等を行っている施設」(別紙1)、②「本計画対象施設等(今後の方向性等を検討する施設)」(別紙2)、③「新たに管理対象とする外郭団体等保有施設」、④「競艇場関連施設」(別紙3)の合計で、約179千㎡の削減(△9.6%)見込みとなっている。

	平成24年度末 ア	令和2年度末 イ	計画改訂に伴う 増減面積 (上記5) ウ	本計画終了時点 (見込み) エ	増減見込み オ(エ-ア)	削減率 キ(オ/カ)
基本方針における基準日 ① (H24年度末)時点で先行して 取組等を行っている施設	521 千㎡	473 千㎡	- 千㎡	394 千㎡	△ 128 千㎡	△ 6.9 %
② 本計画対象施設等	1,246 千㎡	1,269 千㎡	- 千㎡	1,200 千㎡	△ 46 千㎡	△ 2.5 %
③ 新たに管理対象とする 外郭団体等保有施設	- 千㎡	- 千㎡	46 千㎡	46 千㎡	46 千㎡	2.5 %
④ 競艇場関連施設	- 千㎡ (①で計上)	- 千㎡ (①で計上)	△ 56 千㎡	△ 56 千㎡	△ 56 千㎡	△ 3.0 %
⑤ 100㎡以下の施設	101 千㎡	104 千㎡	1 千㎡	105 千㎡	4 千㎡	0.2 %
合計	1,868 千㎡ カ	1,846 千㎡	△ 9 千㎡	1,689 千㎡	△ 179 千㎡	△ 9.6 %

※ 市営住宅における削減面積は、建替え・集約等を行う住宅については30%の床面積削減、建替え等で具体的な戸数が決まっている住宅については、戸数の増減率を床面積に乗じるなどして試算している。

※ 本計画終了時点の面積は、本計画期間中に着手している取組が完了することを前提に試算している。

※ 数値は全て表示単位未満を四捨五入で記載しているため、合計が一致しない場合がある。

<参考>床面積の年度別推移（平成25年度～令和2年度）

単位：千㎡

年度	保有総量	年度増減	増加		減少		対基準日
				主な施設		主な施設	
平成24年度 【基準日】	1,868	－	－	－	－	－	－
平成25年度	1,878	+ 10	+ 10	富松住宅 戸ノ内浜改良住宅（4号棟）	+ 0	－	+ 10
平成26年度	1,870	△ 8	+ 2	地域総合センター神崎（教室棟） 上坂部小学校	△ 10	尼崎工業高校（一部）	+ 2
平成27年度	1,814	△ 56	+ 27	旧聖トマス大学 塚口保育所	△ 83	労働福祉会館 労働センター 地域総合センター神崎本館 北難波小学校 梅香小学校	△ 54
平成28年度	1,852	+ 38	+ 71	武庫西生涯学習プラザ 難波の梅小学校 蓬川第2住宅 時友住宅（集約建替）	△ 33	尼崎東高校 尼崎工業高校 時友住宅（集約建替）	△ 16
平成29年度	1,834	△ 18	+ 24	稲葉荘団地 わかば西小学校 小田中学校	△ 42	健康の家 園田東会館 立花西地域学習館 塚口さんさんタウン駐車場 宮ノ北住宅（集約建替）	△ 34
平成30年度	1,876	+ 42	+ 71	中央北生涯学習プラザ 大庄北生涯学習プラザ 尼崎城 あまよう特別支援学校 宮ノ北住宅（集約建替）	△ 29	小田支所 武庫支所 開明地域学習館 武庫北地域学習館 梅香小学校 啓明中学校	+ 8
令和元年度	1,838	△ 38	+ 2	園田北児童ホーム 園田南小学校	△ 40	大庄支所 中央公民館 若葉小学校 若草中学校 西昆陽住宅（集約建替） 宮ノ北住宅（集約建替）	△ 30
令和2年度	1,846	+ 8	+ 31	小田南生涯学習プラザ 園田東生涯学習プラザ 武庫東保育所 西昆陽住宅（集約建替） 宮ノ北住宅（集約建替）	△ 23	青少年センター 武庫地区会館 元浜保育所 大庄幼稚園 立花東幼稚園 園和幼稚園 西昆陽住宅（集約建替）	△ 22

6 その他

- (1) 前述の取組以外についても、施設の利用状況や、老朽化の進行状況などを踏まえ、引き続き施設の見直しを検討し、随時、取組を追加していく。
- (2) 「尼崎市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」に基づき、一定規模以上の施設の整備事業等にあっては、民間活力についての検討を行う。
- (3) 施設の見直し、機能移転等にあっては、外郭団体の保有する施設の活用や外郭団体の経営状況などを視野に入れ、現有施設の移管などの検討を行う。

以上

【①基本方針における基準日（H24年度末）時点で先行して取組等を進めている施設】

別紙1-1

<令和2年度末までに廃止・整備・統合済み（機能廃止含む）の施設>

	施設	増減面積	備考
1	園田東会館	△ 292 m ²	移転
2	南武庫之荘総合センター分館	△ 350 m ²	
3	神崎総合センター	△ 1,158 m ²	集約
4	中央公民館・労働福祉会館・労働センター	△ 5,831 m ²	複合化（中央北生涯学習プラザ）
5	地域学習館等（開明地域学習館等8施設）	△ 2,744 m ²	開明、竹谷、城内、立花西、尾浜、武庫北、戸ノ内、園和北
6	第1老人福祉工場	△ 424 m ²	
7	保育所（立花保育所等9施設）	△ 3,676 m ²	民間移管（立花、浜、大島、道意、尾浜、立花南、塚口北、元浜）、更新（塚口）
8	青少年センター（旧庁舎）	△ 6,651 m ²	
9	戸ノ内浜東改良住宅（4号棟）	2,786 m ²	新設
10	市民プール（稲川公園市民プール等4施設）	△ 4,189 m ²	稲川公園、額田公園、二本松公園、園田公園
11	幼稚園（富松幼稚園等3施設）	△ 1,622 m ²	富松、武庫南、武庫庄
12	北難波小学校・梅香小学校	△ 2,490 m ²	統合（難波の梅小学校）
13	西小学校・若葉小学校	△ 4,730 m ²	統合（わかば西小学校）
14	大庄中学校・啓明中学校	△ 5,907 m ²	統合（大庄中学校）
15	小田南中学校・若草中学校	△ 4,222 m ²	統合（小田中学校）
16	尼崎東高校	△ 14,239 m ²	
17	尼崎工業高校	△ 15,593 m ²	
18	南武庫之荘共同浴場	△ 287 m ²	
19	歴史博物館（旧文化財収蔵庫）	△ 929 m ²	
	合計①	△ 72,548 m ²	

< 廃止等見直し予定施設（取組中含む） >

	施設	増減面積	備考
1	支所・地区会館	△ 2,130 m ²	複合化
2	尾浜庁舎	△ 1,027 m ²	
3	地域学習館（蓬川地域学習館等6施設）	△ 2,345 m ²	蓬川、杭瀬、大庄南、稲葉荘、宮前、小園
4	保育所（富松保育所等4施設）	△ 3,072 m ²	富松、神崎、七松、南武庫之荘
5	市営住宅（宮ノ北、西昆陽、時友、蓬川(第2)）	△ 20,182 m ²	集約建替え
6	南の口公園市民プール	△ 1,456 m ²	
7	（旧大庄西中学校）貸付	△ 549 m ²	
8	成良中学校琴城分校	△ 232 m ²	移転
9	尼崎養護学校	2,689 m ²	移転
10	クリーンセンター	△ 25,971 m ²	
11	歴史博物館分室（旧大庄西中学校関係）	△ 1,089 m ²	移転
	合計②	△ 55,364 m ²	
	合計① + 合計②	△ 127,912 m ²	

【②評価対象施設（今後の方向性等を検討する施設）】

別紙2-1

<令和2年度末までに廃止・整備・統合済み（機能廃止含む）の施設>

	施設	増減面積	備考
1	健康の家	△ 713 m ²	
2	大庄幼稚園	△ 581 m ²	
3	立花東幼稚園	△ 571 m ²	
4	園和幼稚園	△ 646 m ²	
5	青少年センター	△ 2,126 m ²	
	合計①	△ 4,637 m ²	

<廃止等見直し予定施設（取組中含む）>

	施設	増減面積	備考
1	武庫北幼稚園	△ 595 m ²	
2	尾浜名月住宅（14号棟）	△ 791 m ²	
3	戸ノ内改良住宅（1号棟）	△ 10,536 m ²	
4	南武庫之荘改良住宅（1、2号棟）	△ 14,826 m ²	
5	南武庫之荘住宅	△ 9,363 m ²	
6	整備工場	△ 407 m ²	
7	常光寺改良住宅	△ 4,253 m ²	集約建替え（30%減で算定）
8	西川住宅	△ 805 m ²	集約建替え（30%減で算定）
9	浜つばめ改良住宅	△ 673 m ²	集約建替え（30%減で算定）
10	浜つばめ住宅	△ 1,318 m ²	集約建替え（30%減で算定）
11	西川平七改良住宅	△ 2,168 m ²	集約建替え（30%減で算定）
12	塚口第1住宅	△ 724 m ²	集約建替え（30%減で算定）
13	上食満住宅（1、2号棟）	△ 3,032 m ²	集約建替え（30%減で算定）
14	口田中高層住宅	△ 4,828 m ²	集約建替え（30%減で算定）
15	常光寺第2改良住宅	△ 2,218 m ²	集約建替え（30%減で算定）
16	常光寺北住宅	△ 1,435 m ²	集約建替え（30%減で算定）
17	西長洲住宅	△ 1,343 m ²	集約建替え（30%減で算定）
18	地域総合センター（6施設）	△ 3,442 m ²	施設の集約化を前提に算定
19	青少年いこいの家	△ 1,386 m ²	宿泊棟の廃止を前提に算定

	施 設	増減面積	備 考
20	立花北生涯学習プラザ (旧立花公民館)	- m ²	地域と協議を進め、協議結果を踏まえた対応を実施するため、現時点では算入しない
21	身体障害者福祉会館	△ 488 m ²	機能移転
22	千代木園・大庄体育館	△ 421 m ²	複合化
23	福喜園・武庫体育館	△ 433 m ²	複合化
24	あぜくら分場	△ 297 m ²	建物の譲渡を前提に算定
25	あいあい分場	△ 308 m ²	他の既存施設に移転することを前提に算定
26	尼崎市社協会館	△ 3,028 m ²	移転後廃止
27	つどいの広場 (杭瀬保育所2階部分)	- m ²	実施場所を検討していくため、現時点では算入しない
28	北図書館、女性勤労婦人センター	△ 1,417 m ²	施設整備時に必要面積を精査するが、現時点では床面積3割減で建替えることで算定
29	福祉会館 (30施設)	△ 5,439 m ²	該当連協等との協議が整った施設について、順次地域移管等を実施することを前提に算定
30	芦原公園市民プール	- m ²	再整備等の具体的な内容については、今後検討のため、現時点では算入しない
31	北難波保育所	340 m ²	更新
32	武庫東保育所	506 m ²	更新
33	大西保育所	258 m ²	更新
34	次屋保育所	- m ²	更新時に必要面積を精査するため、現時点では算入しない
35	武庫南保育所	- m ²	更新時に必要面積を精査するため、現時点では算入しない
36	杭瀬保育所	- m ²	更新時に必要面積を精査するため、現時点では算入しない
37	西消防署大庄出張所	206 m ²	更新
38	上坂部西公園緑の相談所	△ 211 m ²	更新時に必要面積を精査するが、現時点では床面積5割減で建替えることで算定
39	大高州庁舎	△ 424 m ²	更新
40	北消防署園田分署	340 m ²	更新
41	学校給食センター	5,457 m ²	
42	児童相談所・一時保護所	2,600 m ²	
43	休日夜間急病診療所	900 m ²	
44	総合老人福祉センター	- m ²	見直し内容については、今後検討のため、現時点では算入しない
	合計②	△ 66,002 m ²	

<その他>

	施 設	増減面積	備 考
1	あまがさきひと咲きプラザ (旧聖トマス大学)	9,168 m ²	ひと咲きタワー、子どもの育ち支援センター(いくしあ)、ユース交流センター(あまぼと・アマブラリ)
2	尼崎城	1,409 m ²	
3	上坂部庁舎	403 m ²	
4	児童ホーム・こどもクラブ (立花西児童ホーム等11施設)	2,117 m ²	新設等
5	稲葉荘団地	3,192 m ²	
6	学校施設	13,067 m ²	学校耐震化事業に伴う改築等
7	塚口さんさんタウン駐車場	△ 4,499 m ²	
	合計③	24,857 m ²	
合計① + 合計② + 合計③		△ 45,782 m ²	

【③新たに管理対象とする外郭団体等保有施設】

別紙3

	施 設	増減面積	備 考
1	尼崎市総合文化センター	30,415 ㎡	公益財団法人尼崎市文化振興財団
2	(仮称)尼崎地域福祉センター (尼崎市社会福祉協議会本部事務所)	1,772 ㎡	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
3	母子生活支援施設サン野菊尼崎	1,110 ㎡	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
4	養護老人ホーム長安寮	2,961 ㎡	社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
5	尼崎環境財団事務所	912 ㎡	公益財団法人尼崎環境財団
6	尼崎市中小企業センタービル	6,410 ㎡	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構
7	シティスポーツクラブ尼崎Woody	2,896 ㎡	公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団
合計①		46,476 ㎡	

【④競艇場関連施設】

	施 設	増減面積	備 考
1	競艇場関連施設	△ 55,882 ㎡	
合計②		△ 55,882 ㎡	
合計① + 合計②		△ 9,406 ㎡	

第1次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針1：再編）対象施設

